

中期目標及び中期計画について

1 概要

地方独立行政法人制度においては、設立団体の長（知事）は法人に対し、法人が達成すべき業務運営に関する目標（**中期目標**）を指示し、法人は、この目標に基づき、目標を達成するための計画（**中期計画**）を作成し、これに基づいて業務を遂行していく仕組みとなっている。

2 中期目標と中期計画

中期目標（法人が達成すべき目標）

- 地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を、知事が議会の議決を経て定め、法人に指示する
- **中期目標の意義**
 - ① 法人が中期計画を策定する際の指針
 - ② 法人の業務の実績を評価する際の基準

知事が法人に指示

中期計画（中期目標を達成するための計画）

- 中期目標を達成するための具体的計画を法人が作成し、知事が認可する
- **中期計画の意義**
知事から指示された中期目標を達成するための具体的計画を法人自身が中期計画として定め、自ら定めた計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施

3 中期目標及び中期計画の法定記載事項

中期目標（法第25条）	中期計画（法第26条、第83条）
① 中期目標の期間	—
② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項	② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
④ 財務内容の改善に関する事項	③ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
	④ 短期借入金の限度額 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画
	⑤ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	⑥ 剰余金の使途
⑤ その他業務運営に関する重要事項	⑦ 料金に関する事項
	⑧ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

地方独立行政法人の目標による管理と評価の仕組み

